

## 第5章 修士・博士課程・専門職学位課程の教育内容・方法・成果

### ◇本学における修士・博士課程の教育内容・方法・成果

#### I. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

##### 1. 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

###### 【現状の説明及び点検・評価結果】

###### (1) 修士課程・博士課程の教育目標が明示されているか。

「知識基盤社会」が進展する中、専門分化した膨大な知識の全般を俯瞰しながらイノベーションにより社会に新たな価値を創造し、人類社会が直面する課題を解決に導くために、各大学院においては産学官の中核的人材としてグローバルに活躍する高度な人材の養成が求められている。このような状況のもと、大学院各研究科には、明確な人材育成目標の下で課程を通じて一貫した学位プログラムを構築するとともに、高度な専門的知識・能力に加え、学際的分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用できる能力の育成が要請されており、それに向けては組織的な教育・研究指導体制の確立が肝要である。これを踏まえ、本学大学院においては、各研究科の掲げる教育研究上の目的の具現に向け、教育課程及び教育プログラムの適切かつ体系的な編成を通じたコースワークの充実並びに学位授与プロセスの明確化と適切な管理、課程修了後の多様なキャリアパスの確立等、多様なアプローチから大学院教育の実質化に努めている。

具体的に、博士前期課程・修士課程においては、各専門分野に係る研究能力の涵養と、そうした能力を有し社会で活躍することが可能な高度専門職業人の養成を、また、博士後期課程においては、より高度な専門的知識が人間・社会に与える影響についての洞察力や広い視野をベースに、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身につけた人材の養成を主たる教育目標として掲げている。

###### (2) 学位授与方針の内容と教育目標との整合性

###### (3) 学位授与方針において修得すべき学習成果が明示されているか。

本学では、本学の理念・目的を踏まえながら、本学に設置する大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」（大学院学則第2条）と定めている。その上で、各研究科に定める人材養成に関する目的その他の教育研究上の目的を大学院学則第4条の5（戦略経営研究科ビジネス科学専攻については専門職大学院学則第4条第1項第3号のロ）において定め、各課程における教育目標の実現に向け、各研究科における組織的な教育研究活動の展開を図っている。さらに、各研究科の目的や教育目標を踏まえ、研究科単位で「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、それぞれの研究科において定める教育研究上の目的及び教育目標を達成するための基準と、その基準に到達するために必要な学修プロセスの明確化に努めている。

各研究科が設定している学位授与の方針については、①当該研究科において養成する人材像、②当該研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力、③当該研究科の修了に必要な学習量と修了要件、④活躍することが期待される修了後の進路、の4つの項目から構成されている。

各研究科における教育研究活動を通じて学生が修得すべき成果としての資質や能力等につ

いては、②当該研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力において明示しているが、研究科によっては当該項目に係る記述が抽象的な表現に留まっている・博士前期課程と後期課程が一体となった記述をしているなどの課題を有していることから、各研究科委員会において2016年度中に改訂を行う方向で検討を進めている。

なお、各研究科が定める学位授与の方針の具体的な内容をはじめ、大学院学則に定める各研究科の教育研究上の目的及び教育目標等との関連性等についての詳細については、各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 学位授与の方針については、いくつかの研究科において、教育研究活動を通じて学生が修得すべき学修成果に係る記述が具体的でない等の課題を有しており、改訂に向けた検討を速やかに行う必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 学位授与の方針を含む「三つの方針」については、2016年5月開催の研究科委員長会議において、今年度内に内容の点検を行うことが要請されている。現在、各研究科委員会において内容の精査・検討が行われているところであり、2016年度内に改訂を行うとともに速やかに改訂後の方針の公開を行っていく。

#### 2. 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### （1）教育課程の編成・実施方針の内容および教育目標・学位授与方針との整合性

前述の通り、各研究科においては、研究科単位で「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を策定し、これを具現する上で必要かつ適切な教育研究を提供するための「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」についてもあわせて策定を行っている。これらの方針の策定にあたっては、各研究科が掲げる教育研究上の目的及び教育目標を踏まえつつ、本学での教育を通じて獲得する学習成果を前面におくという観点から、まず学位授与の方針を設定し、その内容と十分な整合を図りながら教育課程編成・実施の方針を設定するという手法を用いることにより、教育目標及び各ポリシーとの有機的な連動や整合性を図っている。

なお、教育課程編成・実施の方針の内容に関しても、いくつかの研究科において記述が不十分な項目が見受けられることから、各研究科委員会において2016年度中に改訂を行う方向で検討を進めている状況である。

各研究科が定める教育課程編成・実施の方針の具体的な内容については、各研究科に係る記述をご参照いただきたい。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 教育課程編成・実施の方針については、いくつかの研究科において、記述が不十分な項目が見受けられる状況にあることから、改訂に向けた検討を速やかに行う必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 教育課程編成・実施の方針を含む「三つの方針」については、2016年5月開催の研究科委員長会議において、今年度内に内容の点検を行うことが要請されている。現在、各研究科委員会において内容の精査・検討が行われているところであり、2016年度内に改訂を行うとともに速やかに改訂後の方針の公開を行っていく。

**3. 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

(1) 大学構成員への周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法とその有効性

各研究科における教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施方針については、本学公式 Web サイトをはじめ、大学、履修要項等を通じて公開し、在学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に対しても広く周知を行っている状況にある。

特に在学生に対しては、個々の研究科が実施するガイダンスを通じた説明を行うことを通じて理解の促進に努めている。

**【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

**4. 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

(1) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行う仕組みとその実施状況

本学の自己点検・評価システムにおいては、自己点検・評価を毎年度実施することで教育研究活動をはじめとする諸活動全般の検証を行うという恒常的な自己点検・評価サイクルを有している。各研究科においても毎年度の自己点検・評価活動の機会を活用し、それぞれが設置する組織評価委員会を中心に、当該研究科における教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の妥当性に係る検証を組織的かつ継続的に行っている。また、研究科によっては、教育課程の見直し等の諸改革のタイミングに合わせた検証を研究科個別に設置する教務委員会等において行い、各研究科における教育研究上の目的や教育目標の実現に努めている。

**【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし

**II. 教育課程・教育内容**

**1. 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。**

**【現状の説明及び点検・評価結果】**

(1) 順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

本学大学院の博士前期課程・修士課程の教育課程においては、各研究科の専門領域による違いはあるものの、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目をはじめ、その周辺領域を支えるものとして、哲学分野、歴史分野、比較研究分野、情報処理分野、現代的な諸課題に対応するための特殊講義あるいは副専攻等を設けており、広い専攻領域の学修を行えるプログラムを提供することで豊かな学識を養うとともに、2年間の研究室における研究活動と教育補助活動を通じ、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。各研究科博士前期課程・修士課程の修了に必要な最低修得単位数は30～48単位（大学院学則第34条第1項別表第2）の範囲で設定されており、その修得すべき科目の内訳（選択必修）等についても、各研究科の専門領域に応じて設定がなされている。しかしながら、教育課程そのものの体系的・順次性については、多くの研究科において履修登録に際しての指導教員による学修・履修指導を通じ、実質的にこれを担保している状況である。

一方、博士後期課程における教育研究活動は、担当教員の指導の下での論文演習等が中心となり、その過程において研究経過の報告、学術雑誌への投稿論文の執筆等の学修活動を行うこととなる。その際、個々の学生の目的に応じて、博士後期課程に開設されている授業科目を受講することも可能となっているが、博士前期課程に比べて単位修得を要する授業の比率は著しく小さく、教育課程としての体系的性は総じて不十分なものとなっている。博士後期課程の修了に必要な最低修得単位数は研究科によって違いがあり、4～16単位（大学院学則第34条第2項別表第2の2及び専門職大学院学則第94条の2第2項別表第2）の範囲で設定されており、研究科によっては演習科目の修得に加え、講義科目の修得が必要となっている。

このほか、本学大学院においては、博士前期課程・修士課程において、学生の研究関心の多様化に対応すべく、「オープン・ドメイン科目（研究科間共通科目）」を設置している。オープン・ドメイン科目は、各研究科に設置されている科目のうち、①共通基礎科目（複数の研究科に共通して大学院教育の基礎となる科目）、②導入科目（他学部出身者・他研究科の大学院生向けの入門科目となりうるもの）、③1研究科では多数の受講者を見込めない基礎的な科目、④過去において他研究科履修者の多い科目、を中心に構成されており、交流・協定校が受講を認めた講義科目とあわせて、各研究科の定める単位数（8～12単位）まで自研究科の科目として履修することを可能とする科目群である。オープン・ドメイン科目においては、外国人留学生や留学を希望する学生のニーズに応えるため、英語による科目プログラムも設けており、2016年度は“Law, Business and Economics”プログラムとして16科目を開講している。

(2) コースワークとリサーチワークのバランス（修士・博士）

博士前期課程・修士課程においては、コースワークとして、講義科目（「〇〇論」「〇〇特殊研究」等の科目や共通基礎科目、導入科目等）、演習科目、実習科目、オープン・ドメイン科目等を設置しており、学生はこれらの科目の履修を通じて修了に必要な単位数を修得し、そのうえで修士論文の審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより修士学位を取得することとなっている。リサーチワークとしての論文作成指導については、授業科目としての演習科目における研究指導や授業時間外に実施される研究指導に加え、一部の研究科においては修士論文の中間作成報告会や研究会での報告を通じてもリサーチワークに対する指導

が行われている。

他方で、博士後期課程においては、課程修了に必要な単位数を各研究科とも博士前期課程の半分以下に抑え、博士学位論文執筆に向けた個別指導に大きなウェイトを置いている。その上で、博士後期課程に3年以上在籍し、必要な単位を修得した上で、学位論文審査及び最終試験（口頭試問）に合格することにより博士学位を取得することが可能となっている。単位の修得にあたっては、指導教員の指導のもとで自身が専攻する領域の演習科目や特殊研究等を中心に履修することとなるが、必要に応じて他の研究科や専攻が開講する科目を一定の制限内において履修することも可能となっているほか、研究科によっては共通科目を設け、その履修を必須としている。なお、戦略経営研究科ビジネス科学専攻（博士後期課程）においては、論文作成のための指導を行う「研究指導」科目に加え、戦略経営に係る5分野の応用研究成果を理解することを目的とする「講義」科目、研究活動に取り組むにあたり必要な手法を身につけることを目的とする「リサーチメソッド」科目を設置し、それぞれの科目群の科目を履修することを必須とする教育課程を整備している。

我が国の大学院においては、教育課程としての実質化・強化の一環として、学修課題に取り組むにあたり複数の科目を体系的に履修するコースワークの整備等が求められている。しかしながら、本学においては多くの研究科において博士後期課程独自の開講科目・体系的なコースワークの充実といった観点での教育上の取組みが不十分な状況にあり、その整備を通じた教育課程の実質化が喫緊の課題となっている。

## 参 考

### 【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

#### <問題点および改善すべき事項>

- 教育課程としての実質化が求められているが、博士後期課程独自の開講科目・体系的な「コースワークの充実」といった観点での教育上の取組みは、いずれの研究科においても大きな進展が図られている状況とはいえない。

#### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 教育課程の見直しは研究科ごとの取組みが中心となる事項であるが、学生の多様化と学生数の減少に伴い、一授業あたりの学生数が少なくなる中で教育課程の整備を行っていくところの難しさがあることは共通している。現在、文系大学院（法学、経済学、商学、文学、総合政策研究科）全体の改革に向けた意見交換を研究科委員長間で行っており、共通化が可能な部分については共通化を図っていく方向で今後検討を進めていく予定である。他方で、2015年度から実施する学位審査の基準や審査項目を実際に適用するにあたっては、教育課程としての質保証や実質化の観点から、運用の適正化と精緻化を図っていくこととする。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 博士後期課程のコースワークに関する検討については、現在のところ、大学院全体として特段の進捗はしていない。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

#### <問題点および改善すべき事項>

- 博士後期課程における体系的な教育課程の整備や専攻の枠を超えた幅広いコースワークから研究指導につながる教育課程の編成といった取組みは、多くの研究科において依然として進展が図られておらず、その整備を通じた教育課程の実質化が喫緊の課題となっている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 教育課程の見直しは研究科毎の取組みが中心となる事項であるが、他大学におけるコースワークの整備状況に係る情報収集や、それに基づく意見交換等を研究科委員長会議において行うことで、大学院全体としての改革につなげていく。

## 2. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供がなされているか。(学校教育法第99条との適合性)(修士・博士)

本学では、大学院学則第2条において、本学に設置する大学院の目的を「課程の目的に応じ、学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、本大学の使命を達成すること」と定めており、学校教育法第99条に定められている「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という目的に則したものとなっている。

この目的を踏まえ、博士前期課程・修士課程においては、各研究科の専門領域による違いはあるものの、基本的なスタンスとして各専門分野に係る研究能力の涵養と、そうした能力を有し社会で活躍することが可能な高度専門職業人の養成を目標としており、学部での学修を基礎とした各学問領域における応用・発展的科目、その周辺領域を支える各分野の科目、現代的な諸課題に対応するための特殊講義等を通じて広い専攻領域の学修を支える豊かな学識を養うとともに、新たな学問の創造と発展に寄与する能力の涵養に努めている。

また、博士後期課程においては、いずれの研究科においても、博士前期課程もしくは専門職学位課程で培った研究成果を基盤に、研究の深化と博士学位論文作成に向けた個人指導を行い、より高度な専門的知識が人間・社会に与える影響についての洞察力や広い視野をベースに、問題を発見して新しいコンセプトを創出し得る独創性を身につける人材の育成を念頭に置いている。博士後期課程における教育研究活動は、研究室における論文演習等が中心であり、博士前期課程に比べて単位取得を要する授業の比率は著しく小さなものとなっているが、各自の目的に応じて、博士後期課程に開設されている授業科目を受講することも可能となっており、これらを通じて、専攻分野について研究者としての自立した研究活動を行うための素養と、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識の涵養に努めている。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## Ⅲ. 教育方法

### 1. 教育方法および学習指導は適切か。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

### (1) 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用とその有効性

博士前期課程・修士課程では、主として「〇〇学」、「〇〇論」、「〇〇特講」、「〇〇特論」といった講義科目のほか、「特殊研究」、「〇〇演習」等の演習科目を中心に、コミュニケーション能力の強化と広い視野に立った深い学識と研究能力を養うことを目的として授業を展開し、高度専門職業人養成と研究者教育の出発点として位置づけている。博士後期課程では、「特殊研究」や「特殊論文研修」、「研究指導」等の科目を通して、博士前期課程や専門職学位課程で身につけた知識、能力を土台にさらに学修を進め、博士論文の作成を通じて、自立して研究活動を行い得る能力を身につけることを目標としており、双方の課程においても、それぞれが設定する前述の教育目標の達成に向けて必要な科目形態の採用がなされている。

授業形態としては、少人数による講義・演習形式が中心となるが、研究科によってはワークショップ形式の講義（商学研究科「ビジネス・プラクティカル・ワークショップ」、公共政策研究科「政策ワークショップ」等）や、複数教員による共同研究指導（総合政策研究科「総合政策セミナー」、文学研究科「インターンシップ」等の取組みも行われている。

### (2) 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実度

博士前期課程のうち、経済学研究科（博士前期課程：40単位）及び商学研究科（博士前期課程：44単位）については、2年間の学修を通じて履修可能な最高履修単位数が設定されているが、その他の研究科については、特段の定めはない状況となっている。

履修指導については、各研究科とも入学時における履修ガイダンスのほか、日常的な履修相談については大学院事務室（理工学研究科は理工学部事務室大学院担当、戦略経営研究科ビジネス科学専攻は戦略経営研究科事務課）職員が対応することとなっている。また、各研究科とも、2年間（博士後期課程は3年間）の標準修業年限を通じて、指導教員の授業時間内外の綿密な履修指導・研究指導を受けることとなっており、指導上の責任体制も明確なものとなっている。さらに、学生に博士課程入学時点から学位授与に至るプロセスを理解させるため、プロセスの説明、準備論文及び課程博士論文の基準事項等を履修要項等に明示しているほか、年度はじめに行う履修ガイダンス等における説明を通じ、計画的な学修を促している。

### (3) 学生の主体的な参加を促す授業方法の実施状況

各研究科とも、多くの授業科目において各授業を履修する学生が少人数であることの特性を活かし、学生の研究分野と希望に応じ、授業を柔軟に進めるよう努めている。また、大部分の授業科目は少人数で行われていることから、学生は意見を述べる・あるいは発表等を多く行うなど、事前の予習等を含め、基本的には学生からの主体的な参加がなければ授業が進展しない仕組みとなっている。加えて、研究科によってはワークショップや共同形式の演習を通じて学生の積極的な意見交換やグループによるリサーチ活動を行っており、特に研究活動に必要なリサーチを行う際には、各学生が自ら設定する研究テーマに基づき、フィールドワーク等の実地調査を主体的に行っている。

このほか、研究科によっては、産学協同教育プログラムの開発・実施、企業等におけるキャリアパスの確立に資する教育や学外機関の協力を得て調査あるいはインターンシップの形態をとる教育が展開されており、学生が自身の研究課題について社会活動全体における位置づけと意義を十分に理解し、高度専門職業人としてより積極的・主体的に研究に取り組むための姿勢の涵養に努めている。

#### (4) 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導の適切性（複数指導体制、指導教員変更の仕組み等）（修士・博士）

各研究科とも、2年間（博士後期課程は3年間）の標準修業年限を通じて、担当指導教員（研究科によって呼び名は異なる）の授業時間内外における綿密な履修指導・研究指導を受けることとなっている。

博士前期課程・修士課程の学生に対しては、研究科によって若干の形式は異なるものの、修士論文の作成過程において中間発表会を設け、これらの機会を中心に主査・副査によるアドバイスを通じて学位論文の質的向上を図っている。

博士後期課程の在籍者に対しては、各年次において「研究計画書」及び「研究経過報告書」を指導教授に提出するよう義務付けるなど、学位論文作成におけるプロセス管理を厳格に行うよう努めているほか、研究科によっては、「博士学位論文事前指導・審査」や「博士学位候補資格」認定制度を導入し、この審査の過程で博士論文の執筆計画を確認し、教員によるきめ細かな指導をより一層徹底するよう努めている。

このほか、複数の教員による指導体制については、必ずしも全ての研究科に共通するものではないが、総合政策研究科の「総合政策セミナーⅡ」、公共政策研究科の「政策ワークショップ」におけるチーム・ティーチングは特長として挙げられる。また、他の研究科においても、副指導教授制度やアドバイザー制度等により、担当指導教員以外からの教員による指導を受けられる体制となっている。

また、指導教員の変更については、学生が「指導教授変更届」を提出し、従前の指導教員及び変更を希望する教員が協議・承認したものについて、研究科委員会で承認した場合に認めている。本制度は、主として指導教員に何らかの事故が生じ、継続して指導を行うことができなくなった場合や、指導教員が在外研究や特別研究の事由により指導が中断する場合を想定した制度であり、指導教授の変更にあたって必ずしも自由度が大きいものとはなっていない。しかしながら、実際の運用にあたっては、指導教授を変更することが学生の研究成果の質的向上に資するかという観点について、教員間で十分な協議を行ったうえで判断することとし、硬直的な運用にならないよう配慮している。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

#### 2. シラバスに基づいて授業が展開されているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) シラバスの作成と内容の充実度

##### (2) 授業内容・方法とシラバスとの整合性

各研究科におけるシラバスについては、学生はC plus 及び manaba を通じていつでも閲覧することが可能となっているほか、本学公式 Web サイトにおいても公開している。

シラバスの作成に際しては、「体系化されたカリキュラムにおける担当授業科目の位置付け、そして担当科目と他の授業科目との関係をも考慮に入れながら、“明確に”かつ“わかりやすく”、担当科目の授業内容とそのレベル、授業の進め方、成績評価基準等をあらかじめ具体的に説明する必要」があるという基本方針の下、①履修条件、②科目の目的・到達目標、③授業の概要、④授業計画、⑤評価方法、⑥テキスト・参考文献等、⑦授業外の学習活動、



⑧その他の特記事項、の8項目からなる統一のフォーマットで作成しており、履修に際しての科目選択に資するほか、授業時間外も含めた計画的かつ主体的な学習活動が可能となるように配慮している。さらに、個々の科目のシラバスの内容が適切なものとなっているかという確認については、担当教員以外の第三者によるチェックの導入を大学院FD推進委員会において検討を行っている。

また、シラバスの記述内容及び授業内容との整合については、学生に対して毎年度実施する研究状況・授業等に関するアンケートを通じてシラバスに関する意見も聴取しているが、授業内容・方法等がシラバスと相違があるといった記述はいずれの研究科においてもごく少数であることから、充分整合がとれた授業が展開されていると判断している。なお、各研究科における授業は少人数での授業実施となることが多いため、第1回目の授業において担当教員からシラバスに基づいて年間の授業計画や内容について説明を行うとともに履修者の要望や必要性を勘案し、担当教員と履修者の双方の合意形成を行った上で、授業内容等に適宜変更や修正を加えながら授業を進行しており、この点においても授業内容・方法とシラバスの整合性は担保されているといえる。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### 3. 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）の適切性

各科目における教育研究指導内容及び成績評価基準については、シラバスにおいて事前に公開し、学生が受講する講義科目の選択に際して具体的なイメージを持ったうえで判断できるように配慮している。また、成績評価については、A：100～90点以上、B：89～80点以上、C：79～70点以上、D：69～60点以上（以上、合格）、E：59点以下（不合格）としている。

各科目の成績評価は、シラバスに記載されている成績評価方法、評価基準に基づいて行われることとなるが、基本的には、演習における発表と討議の内容、レポートの内容等に基づいて、担当教員の裁量による評価がなされている状況である。なお、教育課程としての質保証という観点からは客観的かつ厳格な成績評価が求められており、単位の実質化をより一層図っていくためにはGPA制度の導入も必要となってくるが、学生数の減少に伴い、履修者が少なくなっている授業においては評価の仕方やその機能的な位置づけを組織的に模索していく必要がある。

また、成績発表の結果、成績評価に疑問点がある場合には問い合わせ期日までに所定用紙にて調査を依頼することが可能となっており、この取り扱いについては履修要項やC plus等を通じて周知している。

##### (2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性（単位計算方法を含む）

博士前期課程・修士課程においては、講義・演習ともに通年科目は4単位、半期科目は2単位であり、これは大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第1号の準用）に基づいている。主として文学研究科に多く設置されている実習科目については、通年科目で2単位となっており、こちらも大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条第2項第2号

の準用)に基づいている。

博士後期課程においては、主として「特殊研究」もしくは「特殊論文研修」「研究指導」という指導教員による論文指導中心の科目が設置されているが、各授業科目の単位の計算方法は、博士前期課程と同様になされている。このように、いずれの研究科も大学院設置基準第15条(大学設置基準第21条第2項第1号及び第2号の準用)に基づいて講義、演習及び実習の単位設定を行っている。

### (3) 既修得単位認定の適切性

本学の大学院入学前に大学院において修得した単位については、大学院学則第36条の2に基づき審査の上、10単位を上限として単位認定を行っている。

また、本学学部在学学生に対しては、戦略経営研究科ビジネス科学専攻を除く各研究科において、学内推薦入試等によって早期に大学院進学が決定した学生及び将来本学大学院への進学を希望する学生等を対象に、科目等履修生制度を活用して大学院設置の科目を10単位まで先行履修することを可能としており、当該制度により修得した単位の認定も各研究科において行っている。なお、商学研究科及び理工学研究科(数学専攻、物理学専攻、都市環境学専攻、情報工学専攻)については、学部と連携して学部・大学院共通科目を設置し、学部3年生(理工学研究科数学専攻及び物理学専攻、都市環境学専攻は学部4年生)から研究科設置科目の履修を可能としており、特に理工学研究科では修得した単位の10単位を上限に研究科入学後に課程修了に必要な単位として認定することも可能となっている。

このほか、戦略経営研究科ビジネス科学専攻を除く各研究科においては、本学を含め11大学の大学院から構成されている首都大学院コンソーシアムに加盟しているほか、これらの交流・協力校を含めて本学大学院研究科全体として12の大学院と単位互換協定を結んでおり、これらの協定校において修得した単位は、現状では研究科(あるいは専攻)毎に決めている国内協定校との単位互換、留学先での単位の認定など、個別の事例に対応している。

[表5-1 首都大学院コンソーシアム加盟大学一覧]

該当研究科	交流・協定校
法学研究科 経済学研究科 商学研究科 理工学研究科 文学研究科 総合政策研究科 公共政策研究科	順天堂大学 専修大学 東京電機大学 東京理科大学 東洋大学 日本大学 法政大学 明治大学 共立女子大学 玉川大学

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

4. 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施(授業評価アンケートの活用状況等を含む)

本学では、各研究科選出委員によって構成する大学院FD推進委員会を設置し、全学とし

て設置する中央大学 FD 推進委員会と連携を図りながら、大学院レベルでの FD 活動を推進している。

具体的には、文系の 6 研究科においては、学生全員を対象とする研究状況・講義等に関するアンケートを毎年度実施している。調査結果は各研究科の委員長と FD 推進委員がとりまとめた上で各研究科委員会に報告しており、回答者が特定されやすい項目を除く全ての項目について、大学院事務室において回答結果を閲覧できるようにしている。本アンケート結果の意見も参考に改善や制度設計が行われた事例としては、学生研究室の学習環境の改善等があげられる。しかしながら、回答者の匿名性確保の観点から、授業や研究指導における具体的な改善要望をアンケートによって把握・共有するには困難な面も有しているため、現在は各研究科の学生が組織する院生協議会との意見交換等を通じて適宜補完している状況である。

理工学研究科でも前期・後期の終了時に授業評価アンケートを実施し、10 枚以上回収され、かつ、一定の設問の平均値が B 以上の授業に限り、担当教員にその授業の集計結果と自由記述内容（筆跡を消すためタイプし直したもの）を通知するほか、各専攻が設置している全授業の集計結果を各専攻に通知している。

戦略経営研究科ビジネス科学専攻については、在学生を対象とする面談調査を実施することで授業に対する意見や各自の研究状況の把握を行っている。

また、2014 年度からは大学院授業参観制度を新たに設け、運用を開始している。しかしながら、現在のところ参観実績はごく少数に留まっている状況であることから、大学院 FD 推進委員会において対応方策に係る検討を行っている。

#### 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<問題点および改善すべき事項>

- 大学院独自の FD 活動については、教員相互の授業参観を制度化したものの、参観実績がほとんどないなど、積極的に展開されているとはいえない状況にある。大学院教育の質的向上に資するような取組みの構築に向けた検討を行い、実質的な FD 活動を推進していく必要がある。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 大学院としての FD 活動の活性化・実質化については、2016 年度より大学院 FD 推進委員会において各研究科の事例も踏まえながら、授業参観の実施方法に係る工夫や、現在の方法の代替となる大学院教育の質的向上に資する取組み等について検討を進めていく。

#### IV. 教育課程・教育方法の国際化

##### 1. 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

本学大学院における教育課程の国際的通用性を高めるための取組みについては、研究科によって異なるが、英語によって専門分野を学ぶ科目を設置しているほか、一定の科目において国外の大学で実地調査を行い、海外の学生との議論を経る学修スタイルの導入、あるいは修士論文・博士論文を英語で執筆する演習の指導等、それぞれの特性に応じた工夫が講じられている。また、法学研究科においては、海外の大学院とのダブル・ディグリー制度の導入について実現に向けた検討を行っている。

このほか、教育課程の国際的通用性を高めるための側面的な制度として、授業科目の半期

完結を含む Semester 制を経済学研究科、商学研究科、理工学研究科、文学研究科、総合政策研究科、公共政策研究科、戦略経営研究科ビジネス科学専攻で採用している（一部通年科目を含む）。

## （２）外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生の受入れについては、原則として日本語運用能力に係る要件を設定することで、一定程度の日本語能力を有する外国人留学生を受け入れることとしているが、それでもなお日本人学生と同等レベルの能力を有する外国人留学生は少ないため、日本語能力のハンディキャップを補う全学的な取組みとして、学部開設される日本語科目を聴講することが可能となっている。また、チューター制度の活用、あるいは指導教員が個別に研究指導の時間を設けるなど、教育上の配慮を行っているほか、オープン・ドメイン科目（研究科間共通科目）「留学生のためのアカデミック・ライティング」（２単位科目）を設け、日本語による研究論文等の書き方の基礎が学べるようにするとともに、TA の活用などの方策を講じている。さらに、2011 年度に開設したライティング・ラボにおいても、学術的文章（レポートや論文）の執筆支援を通じ、外国人留学生の日本語文章作成能力・表現力の向上に向けた支援を行っている。

## （３）国外の高等教育機関との交流の状況

学生の留学は、本学と協定を締結している協定校に交換留学生として派遣されるケースのほか、自身が希望し本学が認めた大学院等へ留学し、留学先で取得した単位の認定を受ける方法（認定留学）がある。交換・認定制度を利用した各研究科の海外への留学者数と受入れ留学生数は、大学基礎データ（表 13 留学生の派遣・受け入れの状況）に示す通り、海外への留学者数は 8 研究科合計で 2 名、受け入れ留学生数は 29 名（いずれも 2015 年度実績）となっており、受け入れ留学生数は増加傾向が続いているものの、派遣については人数が伸び悩んでいる。このほか、国費・私費留学生については 180 名、研究生としては 11 名（いずれも 2015 年度実績）を受け入れている。

このほか、留学だけでなく国際会議での発表に際して学生を支援する制度として「学術国際会議研究発表助成」があり、2015 年度はのべ 143 名が利用している。特に理工学研究科においては例年 100 名以上が当該制度を利用しており、国際レベルでの学生の研究発表を支援する有効な取組みとして機能している。さらに、海外の大学院等との教育研究交流の足がかりとして、2010 年度文部科学省「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業」に、理工学研究科都市環境学専攻の取組みである「国際水環境理工学人材育成プログラム」が採択されており、連携大学から優秀な外国人学生を推薦させる仕組みを構築するため、理工学研究科に「外国人留学生大学推薦特別入学試験」を新設し、同プログラムが終了後も中国・韓国を中心とした東アジアの有力大学から水環境の改善を担う高度人材プログラムに関心のある留学生の獲得を行っている。また、法学研究科では、2009 年度からフランスのロベール・シューマン大学及びポール・セザンヌ・エクス・マルセイユ大学と連携し、博士前期課程で「ヨーロッパ法・日本法」の共通科目を設置しており、毎年度 2 名程度を受け入れている。

## 参 考

【2015 年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 英語によって専門分野を学ぶ科目の増設、英語のみで修了できるコースの開設、海外の大学院とのダブル・ディグリー制度の導入等、本学大学院における教育課程の国際的通用性を高めるための施策の導入が遅れている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 全学としてのグローバル化推進に向けた動向もふまえつつ、個別研究科の取組みとして実現可能な事項については着実に改革を重ねていく。

【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 英語によって専門分野を学ぶ科目の増設、英語のみで修了できるコースの開設については、関係する研究科委員長の下で学内の他組織へのヒアリング等も行いながら、実現に向けた検討を継続的に行っている。また、海外の大学院とのダブル・ディグリー制度の導入については、2018年4月から実施できるよう法学研究科委員会で準備を進めているところである。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 英語によって専門分野を学ぶ科目の増設、英語のみで修了できるコースの開設、海外の大学院とのダブル・ディグリー制度の導入等、本学大学院における教育課程の国際的通用性を高めるための施策の導入が遅れている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 現在検討を進めている英語によって専門分野を学ぶ科目の増設や英語のみで修了できるコースの開設については、関係する学内組織との調整を行いながら、実現に向けた検討を継続していく。他方で、全学としてのグローバル化推進に向けた動向もふまえつつ、個別研究科の取組みとして実現可能な事項については着実に推進していく。

なお、法学部研究科において進めているダブル・ディグリー制度については、2018年度の導入を目指しており、2016年度中に必要な調整や学内手続きを進めていく。

V. 成果

1. 教育目標に沿った成果が上がっているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

- (1) 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用状況、有効性
- (2) 学生の自己評価、修了後の評価（就職先の評価、修了生評価）をさせるための仕組みの導入状況とその結果

各研究科における教育効果の測定については、日常的な研究指導を通じての指導教員とのやりとりを通じた学生の理解度の把握等によって行われており、基本的には学位論文作成及びその審査の過程における指導体制がそのまま、教育・研究指導上の効果を測定する指標となっている。また、修了生の進路状況についても、教育・研究指導上の効果の指標としての意味を見出しており、各研究科における進路状況は、博士前期課程については、企業等への就職がその大部分を占め、一部の研究科を除けば、博士前期課程から博士後期課程への進学

者は少数に留まっている。また、博士後期課程を修了した者については、大学教員、その他高度専門職としての研究職に就くケースが比較的多く、各研究科が掲げる教育研究上の目的を概ね反映したものとなっている。ただし、全ての博士後期課程修了者が大学等で職を得られるわけではないため、今後はより一層多様なキャリアパスの確立に向けた取り組みが必要である。

一方、大学院における教育課程について、教育課程全体、あるいは個々の科目についての教育効果を測定することは、大学院教育の実質化への展開を図る上では必要不可欠な視点であると考え、この点については、研究科・専攻毎に各科目のシラバスの充実や、体系的な科目の配置に努めてきたことを除いて、全学的に積極的な取り組みが進んできたとはいえない状況にある。

なお、学生の自己評価や修了生等による修了後の評価については、理工学研究科において修了者アンケートを実施しているが、その他の研究科においては現時点では特に実施していない。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- 大学院における教育課程を通じた学習成果の把握については、多くの研究科において、中間発表会や論文審査を通じた把握のみとなっている状況であり、各研究科における「養成する人材像」との整合を含めた学修成果の測定を組織的に行う仕組みの構築に向けた検討が必要な状況となっている。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 各研究科の教育課程を通じて獲得することが期待される学修成果を示すものとしては、学位論文審査及び最終試験に際しての審査基準を研究科単位で策定した。このことで、課程全体としてのアウトカムを測定するための土台作りに係る整備は一定程度進んだと判断できる。  
当該基準については 2015 年度から運用を開始した段階にあるため、まずは各研究科レベルでの基準の運用を通じて学習成果の測定とそれに基づく評価を実質的なものとしていくとともに、「養成する人材像」に適合する成果が得られているかどうかについて研究科委員会等において検証を行っていく。

## 2. 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### （1）学位授与基準、学位授与手続きの適切性（修了時の学生の質を確保・検証するための仕組み、標準修業年限未滿で修了する措置の適切性等）

学位授与にあたっての基準及び手続きの概要は以下の通りである。

##### 1) 学位授与基準

学位授与基準に関しては、大学院学則第 44 条において次のように規定している。

##### ・博士前期課程・修士課程

修士の学位は、本大学院博士課程の前期課程又は修士課程に 2 年以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格した者にたいし、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本大学院博士

課程の前期課程又は修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

・博士後期課程

博士の学位は、本大学院博士課程に5年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格した者にたいし、当該研究科委員会の議を経て授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院博士課程に3年（博士課程の前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

## 2) 学位論文の合格基準（大学院学則第40条）

学位論文の合格基準については、大学院学則第40条において以下の通り示している。

・博士前期課程・修士課程

修士の学位論文は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を有することを示すに足りるものをもって合格とする。

・博士後期課程

博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有することを示すに足りるものをもって合格とする。

このほか、個別研究科における学位論文審査及び最終試験に際しての審査基準については、各研究科において明文化し、2015年度から運用を開始している。学生に対しては、履修要項及びC plusへの掲載をはじめ、学位論文作成過程における中間発表会や指導教員による研究指導等の機会での説明を通じて周知を行っている。

## 3) 学位の審査

学位の質保証については、各授業における学生の理解度に配慮した計画的な授業の展開のほか、厳格な成績評価に基づく単位の実質化に努め、学生が修了に必要な単位を修得し、かつ、上記に示した学位授与基準（学位論文の基準を含む）を満たした者について、各研究科委員会における審議の上、最終的な学位授与者を決定することにより課程修了段階における学位の質を保証することを基本としている。

## 4) 標準修業年限未満での修了を認める制度

本学大学院では、上述の大学院学則第44条の規定の通り、研究科委員会が優れた研究業績を上げたと認めた者については、本学大学院博士前期課程・修士課程、及び博士後期課程における標準修業年限未満での修了を認めている。

現在、文学研究科を除いた各研究科においてこの制度を運用しているが、修業年限を短縮して修了を認める場合には、当該学生の質の担保という観点から優秀な成績、研究成果が必要であり、実際の利用者は極めて少ない状況となっている。2015年度は理工学研究科博士後期課程で1名、総合政策研究科博士後期課程で1名の早期修了者を輩出している。

## 5) 修士論文に代替できる学位の認定方法

公共政策研究科においては、リサーチペーパー等の制度が特定のテーマに対して選択肢として採用されているほか、商学研究科においてはビジネスコースで「特定課題研究」の選択が可能となっているが、基本的な審査の内容・体制は修士論文と同様のものとなっており、修士論文と同等の質の保証に努めている。

また、理工学研究科における副専攻修了要件としてリサーチペーパーを作成することが求められているが、本リサーチペーパーについては、直接的に学位認定に関わるものとはなっていない。

なお、具体的な学位授与の状況については大学基礎データ（表 16 大学院における学位授与状況）に示す通りであるが、多くの研究科において、博士後期課程における学位の授与状況が高いとはいえない状況となっている。

## (2) 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策の導入状況（修士・博士、専門職）

博士前期課程・修士課程における修士論文の審査体制は、各研究科とも主査1名、副査2名（研究科によっては2名以上）の下に行われており、複数の審査員が論文の水準について各研究科が定める学位審査基準に基づいて確認することで、その質の確保を行うよう努めている。また、全研究科において、審査員の選任を研究科の議を経て行っており、論文要旨・審査報告書の公表等によって審査の透明性を図っている。

博士後期課程においては、博士論文の審査を行うにあたって、基本的には修士論文と同様の体制（主査1名、副査2名（研究科によっては2名以上））を採っているが、審査員の中に学外有識者（理工学研究科では他専攻審査員も加わる）を選任し、最終試験（口頭試問）を公聴会形式で行うことや、学年毎に研究の進捗に係る報告書を提出させるとともに、学位請求条件として一定数の学外への有審査論文の掲載を求めていること等を加えて、その審査の客観性及び厳格性を高めている。

## 参 考

### 【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

#### <問題点および改善すべき事項>

- 博士後期課程における学位の授与状況は、依然として必ずしも高い状況にあるとはいえ、体系的な教育課程の整備、学位取得までの道筋の明確化・透明化に努めるとともに、標準修業年限内での学位授与を促すことが今後の課題となっている。

#### <対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 学位審査（学位論文の審査及び最終試験）における審査項目と審査基準は、C plus 等で学生への周知を図っているが、2016年度の履修要項ではこれらも含め学位授与に至るまでのプロセスをさらに明確化したものを掲載し、学位取得までの道筋の明確化・透明化に努めるとともに、標準修業年限内での学位授与を促していく。

### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 博士後期課程における学位授与状況については、各研究科とも2015年度も引き続き低い状



況となっている。

各研究科においては、各年次において「研究計画書」及び「研究経過報告書」を指導教授に提出するよう義務づけるなど、研究指導教員の下で学位論文作成におけるプロセス管理を厳格に行っているものの、安定的な学位授与には至っていない状況である。

なお、学位審査(学位論文の審査及び最終試験)における審査項目と審査基準については、2016年度からは履修要項にも掲載するとともに、入学時のガイダンス等において入学から学位取得までのプロセスも含めて説明・周知を行っている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

＜問題点および改善すべき事項＞

- いずれの研究科においても博士後期課程における学位授与者数が少数となっており、当該年度の修了予定者における学位授与率が低い状況が継続している。学生が作成する論文の質的向上に資するための体系的な教育課程の整備、学位取得までの道筋のさらなる明確化・透明化などの方策を通じて標準修業年限内または修業年限経過後の早い段階における学位取得を促すことにより、博士学位取得者の安定的な輩出に努める必要がある。

＜対応方策（長所の伸長／問題点の改善）＞

- 入学から学位取得までの道筋の明確化・透明化に向けた方策として、引き続き学生に対する説明や履修要項への掲載上の工夫等を通じて理解を促すとともに、学位審査基準の周知や運用を通じて教員・学生相互の共通理解を深めることで、標準修業年限内の学位取得を促していく。加えて、その前提となる体系的な教育課程の整備についても、研究科委員長会議において認識の共有を図り、各研究科における改革を促していく。

## ◇本学における専門職学位課程の教育内容・方法・成果

### I. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

#### 1. 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 専門職学位課程の教育目標が明示されているか。

本学は、「学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」(大学院学則第3条の2)を目的に、国際会計研究科、法務研究科、戦略経営研究科戦略経営専攻(以下、「戦略経営研究科」という。)の3つの専門職大学院研究科を設置している。この目的のもと、各研究科においては、それぞれが対象とする専門領域において高度の専門性を求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を修得した高度専門職業人として活躍できる基盤を教授することを教育目標とし、知識基盤社会を支える有為な人材の育成に努めている。

各研究科における教育目標の具体的な内容はそれぞれ以下の通りである。

国際会計研究科は、国際化に対応し会計及びファイナンスその他の関連する分野における職業等を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、具体的には、高い職業的倫理観と、会計、ファイナンス、マネジメント等の専門領域についての理論、知識、経験を兼ね備え、プロフェッショナルとして高度な知識とスキルを持ち、理論を踏まえながら業務環境の変化に迅速に対応できる人材を育成することを教育目標としている。

法務研究科は、専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とし、社会の各分野で活躍できるリーガル・ジェネラリスト及びリーガル・スペシャリストの養成を教育目標としており、具体的な法曹像として、1) 市民が必要としている身近なホーム・ドクター的法曹の養成、2) 高度化・多様化した現代社会のニーズに応える専門法曹の養成、3) 実務を批判的に検討し発展させる創造的思考力を持つ法曹の養成、4) 国民のニーズに十分応えうるレベルまでのわが国の法曹の質的・量的拡充、という4つの教育理念の下、養成する法曹像を、①市民生活密着型のホーム・ローヤー、②ビジネス・ローヤー、③渉外・国際関係法ローヤー、④先端科学技術ローヤー、⑤公共政策ローヤー、⑥刑事法ローヤーという6タイプのローヤーを掲げている。

戦略経営研究科は、経営戦略を中心に「戦略」、「マーケティング」、「人的資源管理」、「ファイナンス」、「経営法務」の5分野を総合的・有機的に学修・研究できる高度専門職業人としての深い学識と卓越した能力の養成を通じて、全社的な戦略経営を企画立案し、かつ遂行するリーダー、及びマーケティング、人的資源管理、ファイナンスなど企業の各機能領域に属しながら、各領域の戦略を全社的な視点から、体系的な知識を踏まえた「戦略的な思考」によって企画立案し、かつ遂行できるリーダーという、プロフェッショナルとしての現代的な戦略経営リーダーを育成することを教育目標としている。

##### (2) 学位授与方針の内容と教育目標との整合性

##### (3) 学位授与方針において修得すべき学習成果が明示されているか。

各研究科においては、それぞれが掲げる人材養成目的及び教育目標をふまえつつ、①当該研究科において養成する人材像、②当該研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力、③当該研究科の修了に必要な学習量と修了要件、④活躍することが期待される卒業後の進路、の4項目から構成される学位授与の方針を定めている。

学位授与の方針の主要な要素である、当該教育課程における学習を通じて修得すべき学習成果及び必要となる学習量等については、「当該研究科における学修を通じて獲得すべき成果としての資質・能力」において明示するとともに、その獲得に必要な学習量と修了要件を「当該研究科の修了に必要な学習量と修了要件」において明示している。

以下、各研究科の学位授与の方針について、前述の②及び③の内容を示す。なお、当該方針の全文の内容については各研究科が作成する点検・評価報告書をご参照いただきたい。

## 国際会計研究科

### ○国際会計研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力

国際会計研究科を修了するにあたっては、次の資質・能力を身につけることを求めています。

- ・国際会計、ファイナンス、マネジメントに関する基礎的な知識を学修し、実務に適用できる応用的なスキル。
- ・複雑で変化に富むビジネス環境を定量的、定性的に分析でき、説得力のある問題解決策を作成、提案できる能力。
- ・チームメンバーとコミュニケーションを図りながら、信頼関係を構築でき、利害関係者と交渉しながら、成果を引き出せる能力。

### ○国際会計研究科の修了に必要な学習量と修了要件

国際会計研究科では、2年以上在学し、所定の単位を48単位以上修得した者に、「国際会計修士（専門職）」または「ファイナンス修士（専門職）」の学位を授与します。

「国際会計修士（専門職）」の場合、基礎科目群から12単位（「ビジネスアカウンティング」及び「ファイナンスⅠ」）さらに「国際会計」または「IFRSⅡ」のいずれか）、発展科目群に属するプロフェッショナル・アカウンタント・グループとマネジメント・コンサルタント・グループから16単位、ケーススタディー4単位、プロジェクト演習4単位、その他の科目12単位で、48単位以上を履修する必要があります。

「ファイナンス修士（専門職）」の場合、基礎科目群から12単位（「ビジネスアカウンティング」「ファイナンスⅠ」及び「ファイナンスⅡ」）、発展科目群に属するタックス・コンサルタント・グループとファイナンシャル・マネジャー・グループから16単位、ケーススタディー4単位、プロジェクト演習4単位、その他の科目12単位で、48単位以上を履修する必要があります。

## 法務研究科

### ○法科大学院（法務研究科法務専攻）を修了するにあたって備えるべき資質・能力

本学法科大学院課程では、法律実務の基本に習熟することはもとより、実務を批判的に検討し、発展させる創造的能力を修得することにも努めます。そして、リーガル・ジェネラリストとしての資質として、市民の日常生活に関わる法分野において幅広い法律知識と問題解決能力を獲得し、豊かな人間性及び高い倫理観を養い、リーガル・スペシャリストの資質として、専門的な法分野における新しい知識を獲得し、分析能力及び問題解決能力を修得します。また、養成する法曹像に即して、次のような資質を高め、能力を修得します。

- ・市民生活密着型のホーム・ローヤー  
市民生活に根ざした法曹として必要な、たとえば、消費者法、労働法、家事紛争と法、医療と法、社会保障法、裁判外紛争解決制度などの知識を身につけます。
- ・ビジネス・ローヤー  
ビジネスの最先端の現場で発生するさまざまなニーズに即応する法曹として必要な、たとえば、経済法、企業取引法、ビジネス法務戦略、事業再生法、倒産法などの知識を身につけます。
- ・涉外・国際関係法ローヤー  
国際的に活躍できる法曹として必要な、たとえば、国際私法、国際経済法、国際交渉などの知識を身につけます。
- ・先端科学技術ローヤー  
21世紀の国家戦略に位置づけられる知的財産戦略部門を担う専門法曹として必要な、たとえば、知的財産法、情報法、IT社会と法、ベンチャー・ビジネスと法、環境法などの知識を身につけます。
- ・公共政策ローヤー  
公共政策分野に強い法曹として必要な、たとえば、政策形成と法、実務行政訴訟、租税法、自

治体ローヤリングなどの知識を身につけます。

・刑事法ローヤー

刑事法分野の先端的テーマを取り扱うことができる法曹として必要な、たとえば、経済刑法、企業・組織の不正活動と法、被害者と法、国際刑事法などの知識を身につけます。

○法科大学院（法務研究科法務専攻）の修了に必要な学習量と修了要件

法科大学院課程の設置基準を遵守しつつ、その質的水準を上回る内容の教育課程を整備し、必要な授業科目群毎に、理論と実務を架橋して創造的な法実務運用能力を養成するための授業科目を数多く配置しています。そして、それぞれの科目の履修と単位の取得に必要な予習・復習を含む学習量（学修内容）については、履修要項と講義要項（シラバス）において、具体的に定めています。本学法科大学院課程を修了するのに必要な要件を各授業科目群において修得を要する単位数で示すと、下記の通りです。法律基本科目群の授業科目を中心に、各授業科目では、ソクラティック・メソッドによる双方向・多方向の討論や質疑応答が展開されますので、科目履修のための授業出席にあたっては、事前に指示される予習が不可欠となります。

法律基本科目群	59単位
実務基礎科目群	10単位
基礎法学・外国法科目群	6単位
展開・先端科目群	17単位
合計	94単位

\*各科目群の終了に必要な単位数（92単位）に加え、いずれかの群において2単位を修得する必要があります。

## 戦略経営研究科

○戦略経営研究科を修了するにあたって備えるべき資質・能力

戦略経営研究科は、学術的な研究に基づいた理論と実践を教授することによって、「高度専門職業人としての深い学識と卓越した能力を兼ね備えたプロフェッショナルたるべき戦略経営リーダー」の養成を目指すものであることから、修了にあたって以下の能力・素養を身につけることが求められています。

- ・形式知と暗黙知を融合させられる能力
- ・高い倫理観と品性
- ・国際的視野を持つ創造力と実行力
- ・経営戦略を中心に「戦略」「マーケティング」「人的資源管理」「ファイナンス」「経営法務」の5分野を総合的、有機的に学修・研究できる深い学識と卓越した能力
- ・所属する組織の発展と、経済・社会の持続的発展ならびに新しい文化の創造に貢献できる能力と実行力

○戦略経営研究科の修了に必要な学習量と修了要件

戦略経営研究科では、「経営戦略論基礎」を含む専門基礎科目2科目4単位、専門コア科目3科目6単位、専門選択科目6単位、「プロジェクト研究Ⅰ」「プロジェクト研究Ⅱ」各4単位計8単位の修得を含む合計46単位の修得を必要としています。

学生は、養成する人材像に応じて5つの専門分野から1つの専門分野を選択する。その上で各科目群について、それぞれ設定されている必修要件を満たすことを必要としています。

詳細については、以下のとおりです。

- ・共通基礎科目群については、学生のバックグラウンド調整とリカレント教育を兼ねた科目として位置づけられており、選択した専門科目の履修にとって必要と思われる科目を選択します。
- ・専門基礎科目群については、大学院レベルの入門科目を意図しており、全員が必修の「経営戦略論基礎」を含む2科目4単位必修とします。必修の「経営戦略論基礎」以外の科目については、既に当該科目について学部あるいは大学院で学修し、基礎科目のレベルの学力があると判定した場合には履修しないことを認めています。その場合には、既修であってもそれを以て単位認定はせず、他の分野の専門基礎科目から1科目2単位を履修します。
- ・専門コア科目群については、各分野における主要な理論と実践を教授する科目としており選択した専門分野から3科目6単位を選択必修とします。ただし、すでに当該専門コア科目について十分な知識・経験を有する場合には、選択した専門分野の専門コア科目に換えて他の分野の専門コア科目から1科目2単位を限度に履修することができます。
- ・専門選択科目群については各専門分野において現在大きな課題となっているテーマを内容とした応用ないし発展科目であり、「特別研究」と「特別講義」を含めた科目群から3科目6単位を選択必修としています。

- ・「特別研究」と「特別講義」については、トピックス的なテーマを扱います。
- ・「プロジェクト研究」については、グループワーク（フィールド調査、ケーススタディー、企業訪問等を含む）を主とすることによって、チームワークでの実践力を養う科目であり、「プロジェクト研究Ⅰ」と「プロジェクト研究Ⅱ」の2科目8単位を必修としています。「研究論文」あるいは「課題論文」は、「プロジェクト研究Ⅰ」で関心を深めたテーマについて、個人あるいはグループでより深化した調査・研究を進めた成果としての科目であり、必修ではなく、修了要件には含めません。ただし、学生はこれらの論文の執筆を選択することができ、定められた審査に合格した場合には、「プロジェクト研究」の単位とは別に、「研究論文」に4単位、「課題論文」に2単位が付与され、修了に必要な単位46単位に含めることができます。専門職大学院では、「研究論文」の執筆は求められていませんが、戦略経営研究科では、学生がそれぞれの専門性を生かしたアカデミックな論文を執筆できるように指導することによって、引き続き本学に既設の社会人対象の博士後期課程へ進学することを動機付け、博士学位を持った高度専門職業人として新たなキャリアアップ、あるいは企業人から研究者へキャリアチェンジの可能性を提供することも、知識基盤社会におけるリサーチ・ユニバーシティとしての本学の課題であると考えています。

なお、単位の計算方法は、大学設置基準第21条に従い、90分授業を2時限連続で行い、計15回の授業をもって2単位とし、「プロジェクト研究」は90分授業を2時限連続で行い、計30回の授業をもって4単位とし、「研究論文」「課題論文」については、それぞれの作成時間等を勘案し、「研究論文」（修士論文相当）を4単位、「課題論文」を2単位としています。

## 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

## 2. 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### （1）教育課程の編成・実施方針の内容および教育目標・学位授与方針との整合性

各研究科においては、「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「入学者の受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）」とあわせて「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」の策定を行っている。策定にあたっては各研究科が掲げる教育研究上の目的及び教育目標を踏まえつつ、本学での教育を通じて獲得する学習成果を前面におくという観点から、まず学位授与の方針を設定し、その内容と十分な整合を図りながら教育課程編成・実施の方針を設定するという手法を用いることにより、教育目標及び各ポリシーが有機的に連動するものとなるよう留意している。

教育課程編成・実施の方針は、①当該研究科において展開するカリキュラムの基本方針・構成、②カリキュラムの体系性、③カリキュラムの特徴の3項目から構成されており、学位授与の方針において明示した人材の養成に向け、当該研究科において展開する教育課程の基本的な考え方と科目群構成について述べた上で、科目配置にあたっての体系性、教育課程及び教育内容上の特色についても言及するものとなっている。

以下、各研究科の教育課程編成・実施方針のうち、主要な要素である①の部分を抜粋して記載する。なお、当該方針の全文については、各研究科が作成する点検・評価報告書をご参照いただきたい。

### 国際会計研究科

○国際会計研究科において展開するカリキュラムの基本方針・構成

国際会計研究科では、理論の基礎的裏付けのある実践的応用力を培うために、科目をその内容に従って導入・基礎・発展とグループ化し、学生の学習進捗に応じた履修を可能にしています。たとえば、国際会計研究科の中心となるべき国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）を学習する際には、まず、導入科目としての「IFRSⅠ」では、まずIFRSの基礎部分である概念フレームワークを原文で日本人教員とともに輪読し、それに関する英語のプレゼン

テーションを学生自らが行うことにより、IFRS そのものの原文に慣れてもらうと同時に、英語の力を高めています。次の基礎科目である「IFRSⅡ」では、ネイティブ教員によって個々の基準を英語で教授し、IFRS の基本的理解を確実なものとし、最後に発展科目の「IFRSⅢ」においては、ネイティブの教員によってオーストラリアのケースが紹介され、それに基づき、学生が英語でディスカッションするといった体系をとっています。

学生はこのような体系的理解を前提とし、本研究科の特徴であるケーススタディーとプロジェクト演習を履修することによって、実践応用力を高めることが可能となります。すなわち、ケーススタディーでは財務諸表に基づいて具体的な企業を分析し、かつ、その企業の戦略担当役員をお招きし、学生はディスカッションを通じて、修得した分析方法の実践的活用を学び、あるいは、プロジェクト演習では企業へのコンサルタント活動を行うことにより、自らの知識の総合的な実践性を高めることとなります。

## 法務研究科

### ○法科大学院（法務研究科法務専攻）において展開するカリキュラムの基本方針・構成

本学法科大学院（法務研究科法務専攻）のカリキュラムは、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・外国法科目群、展開・先端科目群の4つの科目群から構成されています。

法律基本科目群においては、汎用的で基礎的な法的学識・能力の教育に最大限の配慮をします。すなわち、質の高いホーム・ドクター型リーガル・ジェネラリストの養成と、各種の高度な法的領域におけるリーガル・スペシャリストたる専門法曹の養成に共通のコアとなる公法系、民事系、刑事系といった基本法領域を重視し、その体系的な理解を深めるとともに、判例や事例の分析を重視し、ソクラティック・メソッドによる双方向授業を通じて、高度な法運用能力を涵養します。

実務基礎科目群においては、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップなどの実習的要素の強い科目を通じて依頼者の抱える法律紛争の解決や法曹倫理の具体的事例に関する実務に即した実践的な教育訓練を行います。

基礎法学・外国法科目群においては、中央大学における法曹養成と比較法研究の伝統と実績を生かし、わが国の法曹のあり方をグローバルな視点で学びつつ、わが国の法曹資格に加えて、外国法曹資格を取得する素地を築きます。

展開・先端科目群においては、リーガル・スペシャリストたる専門法曹を養成するため、「養成する法曹像」に即した多彩な展開・先端科目を豊富に開設し、実務家教員を交えて、発展的・先端的な法領域に関する充実した理論的・実践的な教育を提供します。

## 戦略経営研究科

### ○戦略経営研究科において展開するカリキュラムの基本方針・構成

戦略経営研究科の教育課程は、(1) 戦略を中心に据えた体系的編成、(2) 経営・経済学関連科目と経営法務関連科目との密接な関連づけ、および、(3) 育成する人材像別カリキュラムの編成を行い、「高度専門職業人としての深い学識と卓越した能力を兼ね備えたプロフェッショナルたる戦略経営リーダーの養成」を可能としています。

カリキュラム構成としては、共通基礎科目、専門基礎科目、専門コア科目、専門選択科目、専門分野別の「特別研究」、各分野に共通の「特別講義」、「プロジェクト研究」、そして「研究論文」、「課題論文」を設けています。

#### ・共通基礎科目

文学部や理工系の学部など、さまざまな学修歴をもつ学生に対して、学力の平準化を図るため、また、既に学修しているが相当の期間が経過したために、最新の理論、アプローチに対する知識を持たない者へのリカレント教育の科目です。各専門分野への入門講義のレベルを想定しており、選択科目として設置しています。

#### ・専門基礎科目

大学院レベルの入門科目を意図しています。

受講生が社会人であることを意識し、各学問分野における主要なテーマについて事例と対応させながら講義しています。

既に当該科目について学部あるいは大学院で学修し、基礎科目のレベルの学力があると判定した場合には履修しないことを認めています。その場合には、既修であってもそれを以って単位認定はせず、他の分野の専門基礎科目に振り替えて履修します。ただし、戦略分野の「経営戦略論基礎」は全員必修としているため、この科目については他の科目に振替履修をすることはできません。

#### ・専門コア科目

各分野における主要な理論と実践を教授する科目群です。

専門基礎科目に比べて上級科目で、各専門分野における主要な科目です。

・専門選択科目

専門選択科目は、各専門分野において現在、大きな課題となっているテーマを内容とした応用ないし発展科目です。

・「特別研究」「特別講義」

その時々大きな課題になっているトピックス的テーマに柔軟に対応するために設けた科目であり、専門分野別に設置する「特別研究」と、全分野に共通の「特別講義」とを設けています。

・「プロジェクト研究Ⅰ、Ⅱ」「研究論文」「課題論文」

「プロジェクト研究」は、第3 Semesterから始まる必修科目であり、グループワーク（フィールド調査、ケーススタディー、企業訪問等を含む）を主とすることによって、チームワークでの実践力を養います。

「プロジェクト研究Ⅰ」では、一人または複数の専任教員が担当し、グループワークを中心に実施し、主としてレポートによってその成果の評価を行います。

「プロジェクト研究Ⅱ」では、各プロジェクト科目を一人の専任教員が担当し、「プロジェクト研究Ⅰ」で関心を深めたテーマについて、個人あるいはグループでより深化した調査・研究を進めます。

その成果は、レポート、あるいは学術的な価値を持つ「研究論文」もしくは報告書形式の「課題論文」としてまとめます。「プロジェクト研究Ⅱ」そのものは必修ですが、「研究論文」や「課題論文」を書くことは必修ではありません。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

3. 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 大学構成員への周知方法とその有効性

(2) 社会への公表方法とその有効性

各研究科の教育目標、学位授与の方針及び教育課程編成・実施方針については、本学公式 Web サイトをはじめ、履修要項等を通じてこれを公開し、学生、教職員はもちろんのこと、志願者をはじめとするステークホルダー、社会に広く周知を行っている状況にある。また、教員に対しては、研究科により違いはあるが、独自に作成する教員対象の冊子媒体への掲載や、新年度に開催する専任教員及び兼任教員の懇談会等の機会を通じ、教育に係る各種方針の周知ならびに当該研究科における教育活動に係る認識の共有を図っている。

これらの方針等の周知及び公表方法の有効性の把握に関しては、志願者をはじめとするステークホルダーについては各研究科が新入生に対して個別に実施しているアンケート調査等を通じて把握・検証を行っている。また、専任教員については、大学評価委員会が2014年度に実施した専任教員アンケートを通じて認知度の把握を行っており、研究科の教育目標が回答者自身を含め組織内で充分共有されているかという設問において 83.9%が肯定的な回答を行っているほか、学位授与方針や教育課程編成・実施の方針に沿った教育活動の展開に係る設問においても肯定的な回答の割合が70~80%に達している（数値はいずれも三研究科合計）ことから、いずれの研究科においても専任教員間で十分な理解と認識の共有がなされていると判断される。

【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

4. 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証を行う仕組みとその実施状況

各研究科の教育目標、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の適切性及び妥当性の検証については、毎年度実施する自己点検・評価活動の機会を活用し、各研究科の組織委員会において組織的かつ継続的に行っているほか、各研究科における教育課程の見直し（カリキュラム改正）等の諸改革のタイミングに合わせる形で、各研究科が独自に設置する教務委員会、将来構想委員会等において行い、各研究科が掲げる教育研究上の目的及び教育目標の具現に努めている。

なお、2016年3月に中央教育審議会大学分科会から『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」が発出されたことを受け、現在、各研究科内の関連する委員会において教育活動に係る三つの方針の内容の検証作業を進めている。

【2016年度自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

II. 教育課程・教育内容

1. 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

【現状の説明及び点検・評価結果】

(1) 順次性のある授業科目の体系的配置がなされているか（必要な授業科目の開設状況、科目区分、必修・選択の別、単位数等）。

各研究科の教育課程は、具体的な名称は異なるものの、それぞれが対象とする専門領域に係る基本的・基礎的な科目群と各専門分野に係る発展・応用的な科目群により構成されており、これらの科目群を体系的かつ段階的に配置することにより、高度の専門性を求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力の涵養を図っている。

国際会計研究科においては、「導入科目群」と「基礎科目群」で基礎を学び、応用の能力を高めるために「発展科目群」を履修する。「発展科目群」は、プロフェッショナル・アカウンタント・グループ（PA）、マネジメント・コンサルタント・グループ（MC）、タックス・コンサルタント・グループ（TC）、ファイナンシャル・マネージャー・グループ（FM）の4つのグループから構成され、学生が自分の能力を発揮する職業領域を意識できるように科目の配置がなされている。学生は「発展科目群」を履修した上で、その知識・スキルを展開するために「ケーススタディー（企業研究）」に取り組み、最終的には「プロジェクト演習」において研究科における学修を通じて身につけた能力を実際に活用する機会をもつことができるように配慮することにより、教育課程としての体系性を確保している。国際会計研究科においては、国際会計を中心とする科目に重点を置いて学修する者に対して「国際会計修士（専門職）」学位を、ファイナンスを中心とする科目に重点を置いて学修する者に対して「ファイナンス修士（専門職）」学位を授与しているが、取得しようとする学位に関わらず全ての学生



が必ず「基礎科目」を履修することとしており、「基礎科目群」の履修を前提としてより実践的な「発展科目群」を履修するよう教育課程を編成することで、系統的・段階的な履修を可能にする科目配置としている。このほか、課程修了後に本学既存の大学院博士後期課程や他大学院への進学を目指す学生のために、「リサーチ科目」（「研究論文Ⅰ」、「研究論文Ⅱ」、「研究論文Ⅲ」）を設けるなど、研究論文の作成指導を通じて広義での後継者養成にも配慮しているほか、学修を進めていくにあたり専門科目の基礎が不十分な場合に、それを補う科目として「任意科目群」を設置している。

法務研究科のカリキュラムにおいては、1年次において「法律基本科目群」のうちの「入門科目」により基礎を涵養したうえで、2・3年次において「法律基本科目群」のうちの「応用科目」及び「実務基礎科目群」、「基礎法学・外国法科目群」、「展開・先端科目群」を履修することとなる。「法律基本科目群」は、専門法曹に共通のコアとなる公法系、民事系、刑事系、総合系といった基本法領域に係る体系的な理解を深めることを目的とした科目群であり、当該科目群の学修を通じて基本的かつ汎用的な法的知識・能力を涵養したうえで、「エクスターナシップ」や「模擬裁判」等の実習的な学修を通じて法的思考力を鍛錬する「実務基礎科目群」、リーガル・スペシャリストたる専門法曹を養成するための「展開・先端科目群」、さらには、我が国の法曹の在り方をグローバルな視点で学び、外国法曹資格取得に向けた素地を養う「基礎法学・外国法科目群」の履修へと発展させるという、根幹から展開、先端へと至る段階的かつ体系的な教育課程となっている。

戦略経営研究科のカリキュラムは、「戦略」関連科目群を中心に、「マーケティング」、「人的資源管理」、「ファイナンス」、「経営法務」という5つの専門分野と6つの科目群（「共通基礎」、「専門基礎」、「専門コア」、「専門選択」、「特別研究・特別講義」、「プロジェクト研究・論文」）からなる構成となっており、5つの専門分野を「戦略」関連科目群を中心に有機的に結びつけ、6つの科目群を基礎的な科目から発展的な科目まで体系化している点が特徴となっている。具体的には、「共通基礎科目」、「専門基礎科目」において基礎を学んだ後、各専門分野に係る理論と実践を「専門コア科目」において学修し、それを展開する「プロジェクト研究Ⅰ」に取り組むと同時に、周辺領域にも対応する応用能力を高めるために「専門選択科目」を履修し、その集大成として「プロジェクト研究Ⅱ」の中で身につけた知識・能力を体系化する仕組みとなっており、個々の学生がそれぞれの目的に応じた科目群を履修することにより、経営の各機能領域におけるリーダーとしての能力を養成できるよう配慮している。

各研究科における具体的な科目の開設状況及び単位数等については各研究科が作成する点検・評価報告書をご参照いただきたい。

なお、本学の専門職大学院においては、前述の各研究科単位で編成された教育課程に加え、他研究科の設置科目についても専門職大学院学則に定める範囲内において履修することが可能となっており、異なる専門分野を統合した学修が可能となっている。

## 参 考

### 【2015年度の自己点検・評価報告書における長所・問題点とそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 各研究科においては、それぞれが対象とする領域の高度専門職業人として活躍できる基盤を教授するという教育目標のもと、実務と理論の架橋を踏まえつつ、基本的・基礎的な科目から発展・応用的な科目まで体系的な教育課程を編成している。

- 学則に定める範囲内において他研究科が設置する科目についても履修することが可能であり、異なる分野を統合した学修が可能となっている。このことは、本学がこれまで培ってきた実学教育や高度専門職業人の育成といった伝統及び実績を存分に活用する仕組みであり、専門職学位課程の大きな特色となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 各研究科内に独自に設置している教務委員会、カリキュラム委員会等において、当該教育課程の学修により得られる学習成果及び社会からの要請について把握・検証を不断に実施し、それぞれが掲げる教育目標の達成に向けた教育課程の編成と質の高い教育の実践に努めていく。

#### 【前年度に設定した対応方策の進捗状況】

- 各研究科においては、社会的需要等も勘案しつつ、高度専門職業人の育成に必要な教育内様の整備・充実に継続的に取り組んでいる。具体的に、法務研究科では法律文書作成能力の向上を目的に「中級事案研究」を2015年度に設置したほか、戦略経営研究科においては、当該研究科の教育上の特色である戦略分野の更なる充実を含むカリキュラム改正を2016年度に実施したところである。
- 他の専門職大学院研究科が設置する科目の履修については、引き続き履修要項等を通じて学生に周知を行い、制度の利用促進を図っている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

<長所および効果が上がっている事項>

- 各研究科においては、それぞれが対象とする領域の高度専門職業人として活躍できる基盤を教授するという教育目標のもと、実務と理論の架橋を踏まえつつ、基本的・基礎的な科目から発展・応用的な科目まで体系的な教育課程を編成している。
- 本学の専門職学位課程では、学則に定める範囲内において、他研究科が設置する科目についても履修することが可能であり、異なる分野を統合した学修が可能となっている。このことは、本学がこれまで培ってきた実学教育や高度専門職業人の育成といった伝統及び実績を存分に活用する仕組みであり、専門職学位課程の大きな特色となっている。

<対応方策（長所の伸長／問題点の改善）>

- 各研究科内に独自に設置している教務委員会、カリキュラム委員会等において、当該教育課程の学修により得られる学習成果及び社会からの要請について把握・検証を不断に実施し、それぞれが掲げる教育目標の達成に向けた教育課程の編成と質の高い教育の実践に努めていく。

## 2. 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### （1）理論と実務の架橋を図る教育内容の提供がなされているか。（学校教育法第99条第2項との適合性）

専門職大学院に求められる理論と実務の架橋については、現在の実務の基礎となっている理論を深く理解することにより、その後の社会の変化にプロフェッショナルとして創造的に対応することができるよう、カリキュラム編成や教員の配置、授業の実施方法等の面で工夫

を行っている。

国際会計研究科においては、各講義科目において、経営実務に関する理論の講義のほか、具体的な企業における事例を題材としてケーススタディーを行うとともに、実際の企業からゲストスピーカーを招き、実務の最前線における課題をめぐって議論することで、現場の体験に基づく実践的な教育を展開している。さらに、「ケーススタディー（企業研究）」、「プロジェクト演習」においては、企業との連携のもとで実際の企業活動を題材とした教育が展開されている。具体的に、「ケーススタディー（企業研究）」では、実際の企業をモデルに現状の分析から課題の抽出、改善提案の発表、ゲストスピーカーとして招聘する企業のトップマネジメントとのディスカッション等を通じ、修得した理論や分析方法を現実に応用しつつ、企業経営全体を俯瞰する視点を涵養している。また、「プロジェクト演習」においては、グループワークを通じて学んだ知識や分析ツールを総合的に活用し、学生・教員とのディスカッションを通じて、その経営上の課題に対してアプローチしながらチームワークに基づく実践力やプロフェッショナルとしての専門知識、応用力、思考力、分析力、表現力を養うとともに、企業に対するフィールドワークを行うことを通じて身近な事例を体験することが可能となっているほか、プロジェクトの内容によっては、実際に企業から与えられた課題に対して具体的なソリューションを提案するものとなっている。

法務研究科の教育課程は、学生の修了後の多様な進路を見据え、「養成する法曹像」に即した多彩な「展開・先端科目」を豊富に開設している点に特色があり、司法試験選択科目として指定されている「倒産法」、「租税法」、「経済法」、「知的財産法」、「労働法」、「環境法」、「国際関係法（公法系）」、「国際関係法（私法系）」に対応する科目を網羅していることに加え、法曹として様々な局面で役立つ科目を配置している。加えて、「実務基礎科目」においては、「エクスターンシップ」、「リーガル・クリニック」、「法文書作成」等の実習的内容を含む科目を開設し、実務家として要求される実務現場での事実認定能力、規範の能力、紛争解決能力、コミュニケーション能力、文書作成能力、情報処理能力等を養成している。このほか、多様な「テーマ演習」、「研究特論」の設置により、学生は各自のキャリアプランに即して専門性を高めたり、特定の課題についてより高度な研究を行ったりすることができるよう配慮している。

戦略経営研究科では、リカレント科目である共通基礎科目では理論教育に重点を置きつつ、「専門基礎科目」、「専門コア科目」、「専門選択科目」においては、企業の事例をあわせて紹介しながら理論が実務においてどのように適用されるかとの問題意識をバランスよく持てるよう教育することで、理論と実務の架橋を図っている。また、「プロジェクト研究」では実際の企業が抱える課題に対してグループワークで取り組み、ソリューションを提案する実践的な教育を展開しているほか、多くの講義科目でも実務家をゲストスピーカーとして招聘し、実務の最前線で活躍する講師による実践的な教育を実施することで、理論教育と実務教育の架橋を図っている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### Ⅲ. 教育方法

#### 1. 教育方法および学習指導は適切か。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

## (1) 実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の適切性

### 1) 実務的能力の向上を目指した教育方法

実務的能力の涵養・向上については、前述の通り、各研究科とも理論と実務の架橋を企図した教育科目の設置及び教育内容の提供を行っているほか、研究者教員に加えて豊富な実務経験を有する実務家教員との連携や、現在も実務の最前線で活躍する多彩な講師による実践的な教育を実施することによりその実現を図っている状況である。

加えて、実務的能力の涵養を目的とする発展・応用的な科目においては、実際のケースやモデルを題材とする実践的な教育を展開している。具体的には、経営系専門職大学院である国際会計研究科及び戦略経営研究科においては、実際の企業活動を題材に、現状分析から課題抽出、改善方策にかかるレポートの作成と提案・発表といった学生が主体的に課題に取り組む教育方法を採用することにより、実務上の専門知識とスキルの修得につながるよう工夫を行っている。他方、法務研究科においては、「法律基本科目群」の授業科目を中心に、ソクラティック・メソッドによる双方向・多方向の討論や質疑応答を通じて事例や裁判例の分析を行っているほか、臨床的な科目である「エクスターンシップ」や「リーガル・クリニック」等において実習的な授業を実施し、専門法曹として求められる高度な実務的能力の涵養に努めている。

このほか、法務研究科においては研究科独自の e-learning システムとして「CLS eラーニングシステム」を導入し、学生自身の基礎知識の強化や、より実践的な起案力の養成に向けた正課外の学修支援に活用している。

### 2) 学習指導

学生に対する学習指導については、研究科による違いはあるものの、履修要項等における説明、入学時や授業開始時のガイダンス、対面あるいは電子メールによる教員との個別相談、オフィスアワー、アドバイザー教員による定期的な面談等の設定により、学生の関心に応じた履修が可能となるよう十全な相談体制を整えることで、その適切性を確保している。加えて、日常的な履修上の相談については各研究科の事務課において随時対応を行っている。

このほか、体系的な履修に資するべく、それぞれの研究科において養成する人材像や学生のキャリアプランに応じた履修モデルを作成し、履修要項等への掲載及び入学時のガイダンスでの説明を通じ、指導を行っている。

## (2) 履修科目登録の上限設定

各研究科とも、学生の授業負担を考慮して履修科目登録の上限設定を行い、履修要項等を通じて学生に周知している。2016年度における各研究科の状況は次の通りである。

国際会計研究科では、1年間（第1 Semesterと第2 Semester、第3 Semesterと第4 Semester）において履修可能な単位数の上限を40単位と定めている。

法務研究科では、1年次37単位、2年次36単位、3年次42単位とし、前期及び後期の各 Semester に履修できる単位数を年次別最高履修単位数の60%に制限している。

戦略経営研究科では、1 Semester において最大16単位としており、特に1年次の第1 Semester は最大12単位を推奨し、アドバイザーと相談の上、許可を得られた場合には16単位までの履修を認めることとしている。また、戦略経営研究科では意欲ある学生に対して前 Semester の GPA による成績実績に応じて履修単位数の上限を緩和する措置も講じている。

各研究科の履修科目登録単位数の上限については、研究科内のカリキュラム委員会や教務委員会において学生の履修状況や教育効果を用いた検証を適宜行っており、適切な履修単位数となるよう努めている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### 2. シラバスに基づいて授業が展開されているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) シラバスの作成と内容の充実度

##### (2) 授業内容・方法とシラバスとの整合性

シラバスについては、科目毎に、担当者、目的、概要、到達目標、成績評価の基準と方法、履修条件、各講義の具体的な授業内容（授業計画）、テキスト、参考書、その他必要な項目を標準的な項目として設定し、これに基づいて作成したものを学生には冊子で配布しているほか、インターネット上でも確認できるようになっている。

シラバスの記載内容に関する確認については、形式面を中心とした確認を事務局が行うのに加え、法務研究科及び戦略経営研究科においては研究科内の委員会が主体となって第三者による確認を行い、問題がある場合は担当者に修正を要請している。

さらに、授業担当者にはシラバス通りに授業を実施するよう依頼するとともに、授業評価アンケート等においてシラバス通りに授業が実施されたかどうかについて調査を行っている。また、休講があった場合は、必ず補講を実施することとして、シラバスに記載した授業計画及び内容の着実な実施を図っている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

○ 特になし

### 3. 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）の適切性

成績評価の基準と方法については、履修要項を通じて相対評価の基準を周知しているほか、シラバスを通じて科目毎の具体的な成績評価方法と単位認定基準としての到達目標を明示し、学生の学修に資するものとしている。成績評価の方法については、科目の特性に応じて、試験・レポート・プレゼンテーション等を設定し、併せて採用される方法の比率を明示している。

評価の実施にあたっては、概ね相対評価の制度を導入している。成績評価の尺度と表示は、A（90～100点）、B（80～89点）、C（70～79点）、D（60～69点）、E（60点未満、不合格）となっており、科目によっては、合格・不合格の判定のみの判定となっている。各評価の比率は研究科毎に異なる。国際会計研究科の場合には、原則としてA：20%、B：40%、C：30%、D及びE：10%としている。法務研究科の場合には、A：15%以内かつAとBを併せて上位40%以内と定めているが、成績評価にあたり担当教員が「成績評価理由書」を提出することにより、A：上位25%以内かつAとBを併せて上位50%以内とすることを可能にしている。戦略経営研究科の場合には、A：20%程度以内、B：30%程度以内（C以下については、統一基準は設けていない）としているほか、複数開講する授業科目については、担

当教員の打ち合わせにより、評価基準を統一している。

これらの成績評価結果については、各学期終了後、教授会等において成績評価の分布を配布し、その内容を検証することにより分布の著しい偏りを少なくするよう努めている。

### (2) 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性（単位計算方法を含む）

専門職学位課程における授業は、講義、演習または実習により行っている。各研究科では、大学設置基準第 21 条に従い、授業科目の特徴、内容、履修形態並びに履修にあたって必要な学習時間等を考慮して、適切に単位数を設定している。

国際会計研究科においては、研究論文や夏季・冬季の集中講座を除くと、1日に 90 分授業を 2 コマ連続して実施し、原則として 1 セメスター行うことから、準備学習・復習等を考慮して 4 単位として設定している。

法務研究科においては、夏季・冬季の集中講座を除くと、多くの場合 1日に 50 分授業を 2 コマ連続して実施し、原則として 15 週の授業を行うことから、準備学習・復習等を考慮して 2 単位として設定している。

戦略経営研究科においては、1日に 90 分授業を 2 コマ連続して実施し、原則として 2 分の 1 セメスター（ミニセメスターと呼ぶ）で行うことから、準備学習・復習等を考慮して 2 単位として設定している。

### (3) 既修得単位認定の適切性

本学の専門職大学院に入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む）で修得した単位や本学大学院他研究科で修得した単位については、本人の申請に基づいて、研究科内の委員会において、専門職大学院学則（第 35 条の 2～37 条、第 59・60 条、第 86～88 条）及び研究科が独自に定める単位認定基準により審査を行い、最終的には教授会で審議する手続きをとることにより、各研究科の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないように留意して適切に単位認定を行っている。2015 年度は、国際会計研究科で 1 名について本学入学前の既修得単位の認定を行っている。

なお、法務研究科においては、入学試験により法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する法学既修者と認定された学生については、修了に必要な単位のうち 31 単位を修得したものとみなし、2 年間の在学中で修了することが可能となっている。

### 【2016 年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

### 4. 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施（授業評価アンケートの活用状況等を含む）

いずれの研究科においても授業の内容及び方法の改善と教員の質的向上を体系的かつ継続的に行うため、教授会の下に専任教員で構成する FD に関する委員会を置き、FD 活動を行っている。活動の内容は学生による授業評価アンケートの実施をはじめ、各研究科の組織の規模や教育内容に応じた独自の取組みとなっており、そこで明らかになった問題は FD に関する委員会をはじめとして、教授会等で改善案が議論され、授業等の改善に活用している。

学生による授業評価アンケートについては、実施時期は研究科によって異なるが、学期中間または学期末のいずれかあるいは双方に実施している。当該アンケートにおいては、当該授業に関する事項のほか学修環境等に関する調査項目も含まれており、これらへの回答の集計結果は教員及び学生に公開されている。各教員は当該アンケートの結果を踏まえて、その授業の内容等の見直しを行うほか、内容に応じて研究科内の委員会での議論を経て改善を図るなど、教授会等において組織的に対応している。

また、教員相互による授業参観についても、各研究科において実施されている。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

#### IV. 教育課程・教育方法の国際化

##### 1. 教育課程・教育方法の国際的通用性を高めるための取り組みを行っているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### (1) 教育課程の国際的通用性を高めるための取り組み状況

各研究科の教育においては、国際的視野をもったプロフェッショナルを育成するため、国際関連科目及び英語等の外国語による授業科目や外国人教員による担当授業の開設など、開設科目と担当教員に工夫をしている。

国際会計研究科では2010年4月からIFRS（国際財務報告基準）について原書で学ぶことを通じ、その内容と問題点を原語で理解し、ディスカッション能力をも身につけることを目的とした「IFRSパッケージ」を導入しており、外国人の実務家教員が英語により行う授業も開講している。

法務研究科については、ビジネス・ローヤーや渉外・国際関係法ローヤーの養成を人材養成目標のひとつに掲げ、法曹資格を得た後のキャリア形成も視野に、外国法科目や国際関係法に関する科目を設置している。加えて、法科大学院及び司法試験制度を踏まえた国際的なキャリアパス形成実現を目的とした正規科目として、海外研修プログラム「Study Abroad Program」を設置している。当該プログラムは、研修先大学の著名な教員から直接講義を受けるだけでなく、法律事務所や企業を訪問し、国際的法務の最前線での法運用を学ぶなど、実践的内容を含む科目となっている。また、外国人専任教員が担当する「Foreign Law Seminar (International Entertainment Law)」では、英文資料に基づき、主に英語で授業を進めている。

戦略経営研究科においては、国際的な実務に必要となる知識や能力を涵養する科目を多数設置するとともに、「特別講義（ビジネスコミュニケーション）」「Strategic Management of Japanese Firms: Issues and Opportunities」 「Global Leadership」において英語による授業を行っている。また、研究科としての教育研究の国際化推進に向け、東アジア圏のビジネススクールと研究者の相互受け入れを中心とした連携を進めており、将来的にはこの取組みをアジア各国のビジネスリーダー教育コースに発展させることで、グローバル市場において活躍できるビジネスリーダーの育成はもとより、東アジア圏におけるビジネススクールの活性化にも貢献していくことを目指している。

##### (2) 外国人留学生に対する教育上の配慮

外国人留学生については、各研究科とも留学生の受け入れに関する入学試験等の特別な制

度は設けておらず、日本人と同じ入学試験制度の中で日本語能力等、専門職大学院のカリキュラムに対応できると判断できる限り区別なく受け入れているため、現段階では、教育上の特段の配慮は行っていない。

なお、法務研究科ではグローバル法曹の養成がその任務の一つであることから、外国の法曹養成教育機関の在籍生を科目等履修生として受け入れる制度を設けているが、受入れ実績は極めて少数であり、もっぱら履修科目担当教員が個別的に対応するに留まっている。

### (3) 国外の高等教育機関との交流の状況

本学の国際交流においては大学間の全学協定を原則としつつも学部間・大学院研究科間の個別の目的に特化した機関間協定についても柔軟な対応も可能となっているが、現在のところ、専門職大学院研究科における締結実績はない。

### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

## V. 成果

### 1. 教育目標に沿った成果が上がっているか。

#### 【現状の説明及び点検・評価結果】

#### (1) 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用状況、有効性

学生の学習成果については、授業中の判例やケーススタディーを含む実務と理論の両面におけるディスカッション、テストやレポート等のほか、学生による授業評価アンケート（あるいはミニットペーパー）の実施等によって確認している。いずれの研究科においても、修了にあたって修了論文等は課していないが、このような日常的な取組みやきめ細かな学習指導、厳格な成績評価の実施等を通じて高い教育効果が得られるよう注力しており、各々の教育課程における学修の成果たる単位の積み重ねによって学位授与の方針に掲げる「修了するにあたって備えるべき資質・能力」を着実に修得できているものと評価している。

また、具体的に学生の学習成果の把握にあたっては、経営系専門職大学院である国際会計研究科及び戦略経営研究科については、2年間の学修の集大成である「プロジェクト演習」及び「プロジェクト研究」の成果として作成するレポートについて、理論的に裏付けられているか・実務に即しているかといった観点から審査を行うことにより、最終的な学生の能力を検証することが可能となっているほか、これらの研究科に学生を派遣している企業等へのヒアリングを通じ、当該研究科における教育を通じた学生の学習成果の把握に努めている。加えて、戦略経営研究科においては、研究科での学びで培った戦略的意思決定能力（問題解決能力と業務遂行能力）の直接的な把握と、学生自身の能力を開発するにあたっての課題について気づきの場を提供することを目的とする「MBA アセスメント」を実施している。

法務研究科については、修了生の司法試験の合格状況、裁判官や検察官への任官の状況、弁護士登録の状況等を調査し、本学における教育効果を判断する指標のひとつとしている。

#### (2) 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）をさせるための仕組みの導入状況とその結果

各研究科とも課程修了の際に学生による当該研究科における教育及び教育環境、学習成果等に対する評価を実施している。



まず、国際会計研究科では、修了生に対して修了時にアンケートを実施しているほか、年に一度開催される国際会計研究科ホームカミングデー参加者との懇談を通じて、当該研究科で得た専門知識・スキルが実践の場において役立っているかを確認している。

法務研究科では、修了生を司法試験受験後や司法修習修了後に開催するFD研究集会に招いて、法科大学院教育の成果の検証を行っている。これ以外にも、修了生から在学生へのアドバイス文書においても大学への改善要求が含まれている。

戦略経営研究科においては、修了者に対して修了時にアンケート調査（修了生アンケート）を実施し、研究科で学修したことを実務等において活かしているかについて、研究科での教育効果があったかどうか、履修したこと全体に対して満足しているかどうか、入学後、部署の変更や転職をしたかどうか等の観点から調査を行っているほか、入学時に実施する「入学時調査」及び修了時に実施するラップアップセミナーにおいて実施する「修了時調査」において、学生自身の行動特性や能力観について聴取し、戦略経営研究科での2年間の学習全般を通じてどの程度の成果が得られたかという観点での検証を行っている。

これらの修了生による評価から明らかとなった課題並びに寄せられた意見・要望等については、各研究科ともFD委員会、教務委員会等で集約を行った上で必要に応じて教授会にも報告し、具体的な改善に結びつけている。

その一方で、課程修了後、一定の年数が経過した卒業生については、異動や転職等により連絡先が不明となる場合も少なくないことから、継続した調査の実施には困難な面も有している。

#### 【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】

- 特になし

#### 2. 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

##### 【現状の説明及び点検・評価結果】

##### （1）学位授与基準、学位授与手続きの適切性（卒業時の学生の質を確保・検証するための仕組み、標準修業年限未満で終了する措置の適切性等）

学位授与に関わる基準については、専門職大学院学則（国際会計研究科：第41～42条、法務研究科：第64～65条、戦略経営研究科：第92～94条）において明示しており、各研究科とも、規定法令や学則に定める在学期間や修得単位数を満たした者について、教授会において養成する人材像に適った水準を有することを確認したうえで学位授与を行っている。

具体的に、各研究科の修了に必要な在学期間と修得単位数については次の通りである。国際会計研究科については、在学期間2年以上で「ケーススタディー（企業研究）」、「プロジェクト演習」各4単位の計8単位を含む48単位以上を修得することとしている。法務研究科については、在学期間3年以上で、94単位以上を修得することになっているが、法学既修者として認定された者については、在学期間2年以上で63単位以上を修得することとしている。戦略経営研究科については、在学期間2年以上で、同研究科における学修を総括する科目である「プロジェクト研究Ⅰ」、「プロジェクト研究Ⅱ」各4単位計8単位を含む46単位以上を修得することとしている。

なお、一定の条件の下、標準修業年限未満で修了することができる「在学期間の短縮」の制度については、各研究科に入学する前に本学大学院又は他大学院で修得した単位を当該研究科入学後に修得した単位としてみなし、修得に要した期間その他を勘案して在学期間を短

縮するものとして学則に規定しており、この制度の前提となる単位の認定については、研究科毎に認定できる科目の範囲、換算の基準等を単位認定基準に定めて運用している。ただし、国際会計研究科及び戦略経営研究科においては、修了認定の基準を満たすためには2年間の修業が必要であると考えており、また、科目の順次的な履修を課していることにより、これまでに在学期間を短縮した実例はない。また、法務研究科においては、この在学期間の短縮の制度以外にも、前述した通り法学既修者として認定した者に係る在学期間の短縮を行っている。

その上で、各研究科における学位の授与状況は下の表に示す通りである。

[表5-2 専門職大学院における学位授与状況]

研究科・専攻		2011年度		2012年度		2013年度		2014年度		2015年度	
		修了予 定者数	学位授 与者数	修了予 定者数	学位授 与者数	修了予 定者数	学位授 与者数	修了予 定者数	学位授 与者数	修了予 定者数	学位授 与者数
国際会計研究科	国際会計専攻	86	71	74	63	63	50	50	41	22	21
法務研究科	法務専攻	295	283	259	250	258	252	213	193	236	222
戦略経営研究科	戦略経営専攻	88	85	82	82	81	78	77	74	69	65

課程修了時の学生の質を確保するための方策としては、基礎的・基本的な科目から応用的・発展的な科目へと系統的に履修するよう配置したカリキュラムを編成し、きめ細かな学習指導等を通じ、個々の学生が自身のキャリアプランに応じて授業科目を履修することで専門性を高め、修了後に高度専門職業人として活躍できる水準に達することができるよう配慮している。

国際会計研究科においては、全学生が2年間という修業年限を通じて学修の成果をあげられるよう、研究科をあげて各講義科目における理解度の確認とフォローアップへの注力や、「プロジェクト演習」を担当する教員が全ての履修者への十全な指導に一層努めることにより、学位の授与水準を維持しながら適切な学位授与を行うことができている。

法務研究科については、1年次から2年次と2年次から3年次に進級するにあたって進級要件を定め、要件を満たさない学生については原級留置とする進級制限制度を設けているほか、法律科目群において上級年次の科目を履修するにあたっては下級年次に配当される科目の単位を修得していることを前提とする「履修前提要件制」を採用しており、これらを通じて学生の質を確保している。

戦略経営研究科については、入学後のアドバイザー教員による学習相談をはじめ、「プロジェクト研究」を担当する教員による指導を行っているほか、ミニットペーパーの導入等の手法を通じ、各講義科目における理解度の確認とフォローアップを行うことにより、学位の授与にあたって必要な水準を担保している。

このように、各研究科ともそれぞれが掲げる学位授与の方針及び学位授与にあたっての基準に基づき、毎年一定数の修了者を安定的に輩出しており、学位授与にあたっての基準及び課程修了時の学生の質を確保する仕組みは適切なものとして判断できる。

## (2) 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策の導入状況（修士・博士、専門職）

課程の修了認定及び学位の授与については、各研究科ともそれぞれが掲げる学位授与の方針及び基準に従って教授会においてその妥当性の判断を行うことで、学位審査の客観性・透

明性を確保している。

その前提として、各研究科においては、個別授業科目について到達目標や成績評価の基準と方法をシラバスに明示し、厳格な成績評価を実施しており、成績評価に疑義がある場合は成績調査等を行うことを可能としている。また、国際会計研究科及び戦略経営研究科においては、課程修了にあたって必須の要件となる「プロジェクト演習」、「プロジェクト研究」について、それぞれの科目の運営委員会において各担当者の単位認定状況について確認を行っており、成績評価にあたっての客観性を確保している。

**【2016年度 自己点検・評価における長所・問題点及びそれらへの対応方策】**

- 特になし